

藤沢市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

令和2年3月31日制定

令和4年4月1日改正

令和5年5月8日改正

この要領は、利用者へのサービス提供時に事故が発生した場合における、介護保険事業者等から藤沢市への報告の取扱いについて定め、事故の速やかな解決と再発防止に資することを目的とする。

1 事故報告の対象となる事業者及びサービス

事故報告の対象は、指定介護保険事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「各事業者」という。）が行う、介護保険適用サービス及び介護保険適用サービスと一体的に提供されるその他のサービスとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次の（１）から（５）に掲げる事故が発生した場合に報告を行うものとする。

（１）サービスの提供による、利用者のケガ（異食・誤嚥・誤薬・落薬等を含む）又は死亡事故が発生した場合

ア 「サービスの提供による」とは、送迎・通院時の間の事故も含む。また、在宅サービスにおける通所サービス・短期入所サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間も含む。）は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

イ ケガの程度については、医療機関等で受診を要したものを原則とする。（往診医等に指示を仰いだものも含む。）

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失による事故であっても、イに該当する場合は報告すること。）

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある時は、報告すること。

オ 薬の誤薬・落薬については、利用者の体調に特別の変化がない場合でも報告すること。

（２）食中毒、感染症又は疥癬が発生した場合

次のアからウのいずれかに該当する場合に報告すること。なお、これらについて関連する法律に定める届出義務がある場合は、それに従うこと。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者

- 又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生した場合
利用者の処遇に影響がある場合については、報告すること。（利用者からの預かり金の横領、個人情報紛失等）
- (4) 利用者の離脱（徘徊・行方不明）が発生した場合
- (5) サービス提供に重大な支障をきたす事故等が発生した場合（風水害等の災害、火災、交通事故等）

3 連絡先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、5で定める手順により、次の両者に報告すること。

- (1) 被保険者の属する保険者（市町村）
- (2) 事業所・施設が所在する保険者（市町村）

4 報告の書式

別紙「介護保険事業者 事故報告書（事業者等→藤沢市）」（以下、「事故報告書」という。）により報告すること。

5 報告の手順

- (1) 事故発生後、各事業者は速やかにアからキまでのうち、判明している事項を電話で報告すること（第一報）。

- ア 事業所情報（事業所名、事業所番号、サービス種類等）
- イ 利用者情報（被保険者番号、氏名、年齢、要介護度、保険者名等）
- ウ 事故発生時の状況（発生日時、発生場所、原因、ケガの程度等）
- エ 医療機関等への受診状況
- オ 家族等への連絡状況
- カ 再発防止に向けての取組
- キ その他必要な事項

(注)「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とする。

例1：午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌開庁日早くに報告を行う。

例2：金曜日の夕刻に事故が発生した場合には、翌開庁日の朝早くに報告を行う。

- (2) 事故の処理経過について、必要に応じて、適宜状況を報告すること。
- (3) 事故報告書提出後、対象者が死亡する等、状況に変化があった場合は、速やかに事故報告書を再提出すること。
- (4) 各事業者は、保険者、利用者（家族等親族及び後見人等を含む。以下同じ）及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、「事故報告書」の控え等を積極的に開示し、求めに応じて交付すること。

6 報告に対する藤沢市の対応

- (1) 報告を受けた場合は、事故の状況を把握し、必要に応じて、当該事業者への調査及び指導を行うとともに、利用者等に対して事実確認等を行う。
- (2) 介護保険指定事業者（指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援、基準該当サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）から報告のあった事故のうち、指定権者である神奈川県への対応が必要と判断されるものについて、神奈川県に情報提供する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。